

Title	陸軍委員会の成立：第一次イングランド内乱における議会の軍政改革
Sub Title	The establishment of the committee for the army : the military administrative reform of the parliament during the English First Civil War
Author	北條, 雅人(Hojo, Masato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.3/4 (1999. 5) ,p.141(365)- 165(389)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990500-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

陸軍委員会の成立

—第一次イングランド内乱における議会の軍政改革—

北條雅人

序 問題の所在

軍事革命 (Military Revolution)、すなわち国家の「近代化」の過程を軍隊の分析を通して理解せんとするテーマの研究対象は、フランス、ハプスブルク帝国、スウェーデン、あるいはオランダ等の大陸諸国が主であつて、イングランドは長きにわたり軽視されてきた。一六一七世紀に大陸で展開された諸戦争、とりわけ三〇年戦争へのイングランドの直接的な関与が小さかつたことが、少なくとも理由の一端であろう。

幸いにもこの空白は、十年ほど前に起こった新しい研究の流れによつて着実に埋められつつある。まずティエラ朝期についてはR. W. ステュワートが、エリザベスのイングランドは確かに有能な戦略家や指揮官を欠いて

彼はエリザベスの軍隊の兵站が、地方ジエントリや私企業家に多くを依存した多元的かつアド・ホックなもので、その長大な連絡線は海輸と、そして恐らくスペイン軍を手本とした多数の補給処に支えられていたことを明らかにした。一見したところ非効率的で統制の弱いこのシステムは、しかしながらこの戦役で実際にそうであつたよう、戦争が国民的な利害の一致と政府の強力な指導の下に遂行された場合には、最盛期のスペイン軍にも匹敵する優れた能力を發揮し得たのである。

エリザベス時代にイングランドが獲得した軍事的な経験と伝統の多くは、続くジエイムズ一世治下の平和によつて失われてしまう。カディスやレ島での惨敗の一因はそこにある。しかしステュワートによれば、この時期のイングランドは確かに有能な戦略家や指揮官を欠いて

はいたものの、兵備局 (Office of Ordnance) に代表される軍事行政の中核はかろうじて維持していた。⁽²⁾

この残された行政の枠組みの上に、イングランドが軍事力を回復したのが内乱期である。エリザベスの戦役から半世紀後のクロムウェルのアイルランド遠征を分析したJ. S. ウィーラは、この軍隊、すなわち新型軍 (New Model Army) の中にきわめて高度に洗練された指揮統制、兵站、財務、そして戦略を見出した。将校団、兵士共にほとんどがイングランド人で構成されており、

冬季にも解隊されない新型軍は、同時代の他のどの国の軍隊よりも「職業的」で「常備軍的」であり、そして「中央集権的」であった。

新型軍は内乱を戦つたのみならず、またスコットランドとアイルランドの征服も成し遂げた。この事実を見れば、内乱を言わばコップの中の嵐として軍事史的に無視するJ. ブラックの見解は受け容れ難い。⁽³⁾ ウィーラによれば、アイルランド遠征は「一七世紀の兵術が到達した最高の事例」であった。彼はまた、新型軍の戦力の源となつた一六四〇年代の議会による税制改革こそが、一六九〇年代の財政革命と共に近代イギリスの霸權の礎になつたのだと評価している。⁽⁴⁾

本稿は、ウィーラが指摘した一六四〇年代の改革の過程を、主に実務レヴエルでの軍事行政機構の展開という視点から分析せんと試みるものである。軍事行政機構は、国家の政策と資源を戦場の軍隊へと結びつける結節であり、これを研究することは、単に王党派に対する議会派の勝利を説明するのみならず、内乱期のイングランドにおいて「軍事革命」が急速に進行した原因とその影響を検証する上で有効な手段になり得ると考えるからである。

一 内乱と委員会

内乱期における議会の行政は、内乱前の伝統的な行政との強い連続性を有していた。なぜなら、チャールズ一世がロンドンを脱出し挙兵した際、貴族や廷臣のみならず、多くの行政官たちもまた個人として王に従つたのであるが、行政の組織自体は膨大な文書と共に首都に置き去りとなり、そしてそれらはただちに議会の支配下に入ることとなつたからである。

しかしながら、それらを有効に用いて内乱を戦うためには、議会は直面する大きな二つの困難をまず克服せねばならなかつた。その第一番目は、行政の対象たる軍隊とその兵站の規模のかつてないまでの膨張である。議会

とクロムウェルの下で、イングランドの陸軍力は野戦軍と守備隊を合わせて最大で七万名を超えた。しかもこの軍隊は、同時代の欧州で最高の水準の給養と装備を施されており、その戦域はイングランド国内に始まり、アイルランド、スコットランド、フランドル、さらには西イングランド諸島にまで及んだ。確かにテューダ朝と初期ステューート朝の政府も戦時にはしばしば数万規模の野戦軍を動員したが、それらの軍隊が質、量、作戦期間の全ての次元で同時に高いレヴェルに達していたことはなかつた。

エリザベスのアイルランド遠征軍（約二万）のように給養が良好な場合には作戦期間が短いか兵力が小さく、逆にヘンリ八世の大陸派遣軍（最大約八万）のように作戦期間が長いか兵力が大である場合には給養が劣悪であつた。質の高い軍隊を数年間にわたつて前線に留め、大がかりな戦争を遂行することは、イングランドにとつてまったく未知の経験だつたのである。

しかし、内乱によってイングランド社会が陥つていた分裂と混乱そのものである。エリザベスの軍隊がアイルランド遠征で依存していたような、一六世紀後半から一七世紀前半にかけて欧州で一般的であつた兵站システムは、中央政府と地方の政治国民との間に政治的同意が存在し、相互の理解、K. シャープの言うところのコミュニケーションが国内にくまなく行き届いている場合にのみ、機能した。カデイスとレ島での敗北が軍事的無能力と未経験、資源の絶対的不足、行政と軍隊の構造的欠陥からもたらされたものであつたのに対して、両次主教戦争の失敗は、中央と地方とのコミュニケーションが破壊され、「専制支配」に対する地方の支持が失われた結果であつた。⁽²⁾

しかし、内乱に直面した議会の立場は、地方とのコミュニケーションを欠くという点では、主教戦争時の国王のそれよりもいつそう悪いものであつた。ほとんど全ての州と都市で住民たちは政治的に分裂し、あるいは分裂を余儀なくされており、またたとえイースト・アンガリアのように強固な議会派の地盤とされていた地方でも、実際には、いかなる形であれ戦争にかかわり合うことを忌み嫌う中立の人々が大多数を占めていた。

第二番目は、内乱によつてイングランド社会が陥つていた分裂と混乱そのものである。エリザベスの軍隊がアイルランド遠征で依存していたような、一六世紀後半から一七世紀前半にかけて欧州で一般的であつた兵站システムは、中央政府と地方の政治国民との間に政治的同意

い難かつた。また中央の命令を地方に強制するための、有効で忠実な軍事力あるいは警察力も存在しなかつた。戦争を戦い抜くために、議会はまったく新しい方法を見出さねばならなかつたのである。

議会が国王から引き継いだ軍政機構のうち、もつとも重要なのは兵備局 (Office of Ordnance) と戦争財務官 (Treasurer at War) であつた。兵備局は、陸海軍の武器弾薬の調達、在庫統制、補給に責任を負い、平時にも維持されるほとんど唯一の軍事関係部局であつた。内乱前には貴族の中から長官 (Master) が任命されていたが、事實上の責任者はジェントリから選ばれる次席の局長 (Lieutenant) であつた。かつて G. E. エイルマーは、兵備局を初期ステュアート朝の官僚組織の腐敗の象徴とみなしたが、最近の R. W. ステュワートによる研究は、前近代の行政機構の効率は組織の構造ではなく、むしろ職務に従事する個人の資質から分析すべきであることを明らかにした。ステュワートは、兵備局は与えられていた資源の少なさに比して、長期的に見ればよくその任を果たしていたと評価している。しかし内乱が勃発するや、局長を始めとする幹部の多くが国王を支持してロンドンを離れたため、兵備局は事實上の活動停止状態に陥つた。

戦争財務官の方は兵備局と異なり常設ではなく、戦時のみの補職で、軍事費の収入と支出に責任を有していた。議会の下では、サー・ギルバート・ジエラードが一六年八月十日付で戦争財務官に任命された。⁽⁵⁾ 彼は、軍事費調達のための新しい税制である査定税 (assessment) 収入を管理したのみならず、ロンドン市からの資金援助の窓口ともなつたことで、事實上、議会の最大の収入源二つを同時に握つた。

兵備局と戦争財務官は、伝統的で多元的な兵站システムでは中央政府の機能を代表していた。これらに対しても、かつては地方が担つており、コミュニケーションの崩壊と共に失われてしまつた機能を、議会は補完する必要に迫られていた。そのために新たに創出されたのが、委員会に基づくシステムであつた。

「内乱は委員会によつて勝ち取られた」とは、D. H. ペニントンの既に引用し尽くされた感のある言である。⁽⁶⁾ 無論、委員会自体は決して目新しいものではなく、国王の政府においても、とりわけ枢密院内の行政機関として広く運用されていた。しかしながら長期議会が委員会を用いたのは、少なくとも当初は行政ではなく、政治の道具としてであった。内乱に先立つ時期、ジョン・ピムは

「反専制支配」の有力な党派を議会内部に構築し、同時に反対派を孤立させ、排除するためには委員会を巧妙に利用した。⁽⁷⁾ そしてこの過程で存分に証明された委員会の実効性が、内乱勃発の後は、ピュラによって行政実務の分野にも応用されることとなつたのである。委員会制度の長所はそのコンパクトさ、柔軟性、そして専門性にあつた。伝統的な行政職が、官職復帰権や官職保有権等の慣習の下で事実上の個人財産と化しており、しばしば国王やおもに自由に任免を行い得なかつたのに対し、委員会の補任はその時々の政治的、パトロネージ的な脈絡によつてのみ制限された。また専門家のみならず、所管の案件に利害を有する人々が広くメンバとして参加したことで、委員会を通じて開かれたコミュニケーションが成立する可能性が制度自体に原理的に内包されていたのである。

内乱初期に議会派が設置した委員会を、ハリスは大きく四種に分類する。すなわち (1) 全院委員会 (Committee of the Whole House)、(11) 両院委員会 (111) 非議院委員会、(4) 庶民院内委員会 である。

全院委員会は『うまでもなく同時代の呼称で、議長を除く全庶民院議員から構成される特殊な委員会である。

きわめて重要な案件を審議する際に設置されたが、実務的な機能はなく、政治的な意味合いが強い存在であった。

両院委員会とは、議会の正式の条例もしくは命令によつて議会内に設置され、原則として貴族院と庶民院双方の議員をメンバに含むものを呼ぶ。メンバ全体に占める議員の割合は高い。両院委員会は議会及び議会派全体の利害、言い換えれば最高レヴェルの政策にかかわる任務を負い、強い権限と政治性、公式性を有していたが、その反面、運用には広範囲の合意を必要とし、やや柔軟性に欠けていた。両院委員会の例は、議会派の最高戦争指導機関である両王国委員会 (Committee of the Both Kingdoms)、貸出金や寄付金により軍事費を調達する貸出金委員会 (Committee of the Advance of Money)、通称ハバーダッシャーズ・ホール委員会 (Haberdashers Hall Committee)、王党派の土地を差し押すため談金を徴収する示談委員会 (Committee for Compounding)、通称ゴールドスマス・ホール委員会 (Goldsmiths Hall Committee)、セント・マーチン連合の戦争指導機関である州連合委員会 (Committee for the Association) 等である。

非議院委員会は、議会の外に置かれていた委員会に対する便宜的な呼称である。必ずしもメンバ中に議員が含

まれなかつたわけではなく、また委員の補任が議会の条例や命令によらなかつたわけでもなく、構造上は両院委員会と厳密な区別はできない。むしろ、設置の目的や運営の主体による分類である。非議会委員会の範疇には、例えばロンドン市民兵委員会 (London Militia Committee) や各州委員会 (County Committee) のよくな、地方の政策や利害にかかる組織が多く含まれる。あるいは関税委員会 (Committee for Customs) や消費税委員会 (Committee for Excise)、王国内計委員会 (Committee for taking Accounts of the Kingdom) 等の議会派全体の財務を担任する重要な委員会も、軍事費の調達はロンドン市の人材と巨額の負担なしにはとうてこ実現できなかつたことから、非議会委員会としてロンドン市の直接の統制下に置かれていた。

最後の庶民院内委員会は、貴族院の同意なしに、庶民院の権限と命令のみによつて設置された庶民院内の委員会を指す。これらは高度の政策や戦略とは関係を持たず、主として実務レヴェルの行政機関として計画された。権限、政治性、公式性は弱く、活動を史料の上で追跡するのも困難である。実際、設置された多くの庶民院内委員会は、一回ないし数回の会合の後に自然消滅を遂げて

いる。メンバに有力議員は少なく、「委員会人」と呼ばれる専門的実務家が中心であった。⁽⁸⁾

以上のうち、議会の軍政改革の基盤となつたのは庶民院内委員会であつた。中でもとりわけ陸軍委員会 (Committee for the Army) は、当初は改革計画の策定機関として、そして後には改革の結果として誕生した新型軍の兵站を管理する実務機関として、急速にその重要性を増してゆくのである。

一 軍政改革の展開

第一次内乱期、一六四一年八月から一六四六年七月までの議会派の軍政は、以下のような五つの段階に分けて考えられる。四二年八月から四三年六月までの第一期、四三年七月から四四年三月までの第二期、四四年四月から一月までの第三期、四四年一二月から四五年一月までの第四期、そして四五年三月から四六年七月までの第五期である。

第一期は、混乱と欠乏の時期である。議会はロンドン市からの借金の他に何ら信頼できる財源を持たず、兵備局はもはや活動しておらず、兵站システムは存在していないも当然であった。大将軍 (Lord General) ハセック

ス伯麾下の主力軍は、紙の上でこそ歩兵一二個連隊、騎兵七五個中隊、龍騎兵五個中隊、計約三万の兵力を持つものとされていたが、給与支払いも補給も兵員の補充もなく、ロンドン市からの借金と、略奪と徵發によつてからうじて戦い続けていた。⁽¹⁾ 議会は安定した財源の確保のため、ようやく一六四三年一月二四日に週割査定税条例を通過せしめた。⁽²⁾ しかしこの最初の査定税は、まったく機能しなかつた。その原因是、月あたり九七、三七〇ポンドという課税額の非現実性、徵稅を月単位でなく週単位で実施するという実務上の非効率性、地域⁽³⁾との課税額のはなはだしい不均衡、そして何より議員たち自身を始めとする被課稅地域の住民の抵抗にあつた。

第二期は、第一期の混乱の当然の帰結たる軍事的敗北を反省し、改革によつて困難を克服せんとする氣運が現れた時期である。一六四三年七月二一日、ブリストル失陥の四日前に消費稅条例⁽⁵⁾が、そして八月十日に強制徵募条例⁽⁶⁾がそれぞれ通過したことで、内乱勃発以来初めて、信頼できる財源と人的資源とが確保されるに至つた。このにおいて議会はピムのイニシヤテイヴの下、(一) 強力かつ統一された最高戦争指導機関の設置、(二) 軍隊

の再編成、(三) むらなる財源の確保、を主たる目的とする改革に乗り出した。

まず最高戦争指導機関については、スコットランドとの同盟成立を背景に、従来の無力な防衛委員会(CCommittee of Safety)に代わる両王国委員会が、一六四年一月一六日の条例で設置される」とで実現した。

軍隊の再編成と財源の確保とは表裏一体であり、具体的にはエセックス伯の軍隊の現状を調査し、その結果に基づいて兵力や編制を合理化した上で、それを維持するための新たな税制を整備導入するという手順が踏まれた。この計画の策定作業は一六四三年一一月下旬に開始され、最終的には翌年三月一六日の「大將軍エセックス伯ロバートの直率下にある軍の迅速な完成と維持のための条例」あるいは「陸軍整備条例 (Ordinance concerning the Establishment of the Army)」として結実した。⁽⁹⁾ この条例によつてエセックス伯軍は歩兵八個連隊、騎兵六個連隊、龍騎兵一ないし二個中隊、そして砲兵隊に改編され、總兵力は約一万一千となつた。この新しい軍隊の維持費として、消費稅と改正された査定税を財源とする月三〇、五〇四ポンドの予算が定められた。収入に占める査定税と消費稅の比率について、一六四三年一二月一三

日の全院委員会の中間報告は、九一パーセントに当たる月二七、八二八ポンドを査定税で充当すべきであると述べていた。⁽¹¹⁾ この報告においては課税額の地域的な不均衡は大きく改善され、また徵稅業務は従来の週割でなく月割で実施することが勧告された。さらにこの経常費の他に、将兵の動員や武器弾薬の調達に当てる二〇、〇〇〇ポンドの臨時費が必要とされた。

しかしながら、この優れた案は、徵稅を月割で実施する点を除いて、採用されなかつた。一六四三年二月の最初の査定税条例の場合と同様、議会は、地方の強い抵抗を抑えて全国的な査定税制度を施行するための手段と指導力を、未だ備えるに至つていなかつたのである。⁽¹²⁾ 結局、陸軍整備条例では、査定税についてはロンドンとウェスタミンスターに月六、九六一ポンド、ミドルセッ克斯に月一、〇九七ポンド、計わずか月八、〇五九ポンド、予算の二六パーセントの課稅が認められた。⁽¹³⁾ これに対しても消費稅收入の比率は、中間報告の九パーセントから実際に六七パーセント、二〇、四四四ポンドに増大した。残り七パーセント、二、〇〇〇ポンドは貸出金委員会からの収入とされた。消費稅はロンドン市の事實上の統制下に置かれていたので、新しい軍隊は従来と変わらず、財政を

ほぼ全面的にロンドン市に依存したのである。ちなみに中間報告で勧告された臨時費二〇、〇〇〇ポンドは全額が削除され、代わりに経常費のうち月一、五〇四ポンドを武器弾薬の購入に充てることが条例で定められたが、実際にはただの一ポンドも支出されなかつた。このことによる物資欠乏の対策として、議会は一六四四年七月に、二ヶ月分の武器弾薬の調達費として三、〇〇八ポンドの消費稅からの直接の支出を命令している。⁽¹⁵⁾

第三期には、第二期において改革された軍隊が、実戦を通じてその長所と短所とを露わにした。新しいエセックス伯軍はバランスの良好な編制と、敵味方を通じて最有力の砲兵を持ち、その潜在的な戦闘力は相当高度のものであつた。しかしながら、この軍隊は最初から二つの大きな欠陥を抱えていた。

一つは言うまでもなく、財政上の問題である。査定税額が当初計画の三分の一に削減されたのは致命的であった。結果的に予算の三分の二を賄うこととなつた消費稅は、元來は議会の下にあるあらゆる部門の臨機の必要に応じて投入される、言わば総予備費であつた。改革に先立つ一六四三年九月から翌四四年九月までの一年間の消費稅收入二四九、三〇〇ポンドに対する支出の内訳は、

海軍に三一、〇〇〇ポンド、ウォーラの西部連合軍に二〇、〇〇〇ポンド以上、フェアファクス卿の北部連合軍に九五、〇〇〇ポンド以上で、エセックス伯軍(17)に対しては最大でも七四、三〇〇ポンドに過ぎなかつた。そのような性格の消費税をただ一つの部門のための恒常的な財源に固定せんとしたのは、無謀であつた。果たして春の戦役が開始されるや、昨年までの状態よりは格段に改善されたとは言え、議会が改革計画の目標に掲げていた将兵への「定期的な給与支払い」はたちまち躓いた。第二回目の給与支払いは六月に入つても実施されず、大將軍からの督促(18)に対し、両王國委員会は早急に善処する旨を回答している。ミドルセックスでの査定税徵税も予定通りに運んではいなかつた。

エセックス伯軍の今一つの欠陥は、兵力が小規模なことであつた。わずか一万の兵では防勢はともかく、攻勢に出て国王軍を野戦で決定的に撃破することはとうてい望めなかつた。無論、議会もこの事実を認識しており、ウォーラの軍との緊密な協同作戦の遂行を大將軍に期待していたのであるが、二人の司令官の人間関係が障害となつた。しかしながら、消極的な作戦指導を前年より強く非難され続けていたエセックス伯は、あえて自らの小

さな軍のみを使つた、大胆な攻撃を企図した。彼はコンウォール半島の奥深くに進攻したが、かえつて優勢な国王軍に後背を遮断され、孤立無援に陥り、ついに九月、ロストウイズイールにおいて降伏を余儀なくされたのである。

この時期、議会はエセックス伯軍と東部連合軍に統いて、諸地方軍の軍政改革に取り組まんとしていたが、エセックス伯の大敗は全てを振り出しに戻してしまつた。

幸いにも、国王は捕虜にした議会軍の兵士たちを武装解除の上、釈放していたので、野戦軍の壊滅という最悪の事態だけは回避された。議会はエセックス伯軍の再建に全力を傾注し、それと同時に、既にマーストン・ムアの会戦で北部の国王軍を一掃していた東部連合軍を急ぎ南下させ、戦力の集中を図つた。

第四期は、第三期の教訓の上に再度の、そして広範かつ徹底的な改革が実施された時期である。第二次ニューベリの会戦での議会軍の無様な戦いぶりに憤慨したクロムウェルがマンチエスター伯を告発し、これを契機に指揮系統の統一と整備が推進され、ついに「辞退条例（Self-denying Ordinance）」が産み出されたのが改革の政治的な流れであったが、本稿では扱わない。軍政実務にのみ

視点を絞るならば、第四期の改革とは、ロンドンとイースト・イングリアの人的及び物的資源の結合に他ならなかつた。それは編制面ではエセックス伯軍と東部連合軍との統合であり、また財政面ではウエストミンスターの査定税とイースト・イングリアのそれとの統合であつた。

西部連合をも統合せんとする試みは、事実において失敗した。これはウォーラの辞任後間もなく、西部連合がエドマンド・マッシの指揮下に新たな地方軍を編成したことから明らかである。西部連合軍が西部連合のみならず、南東部連合、ロンドン市等多くの地域が提供する資金と兵力によつてかろうじて維持されている、言うなればつぎはぎの軍隊であつたのに対して、東部連合軍の兵站は東部連合諸州のみによつて支えられていた。イースト・イングリアは戦場になつてはおらず、経済は豊かであり、そして何より既に高度の軍政と財政の整備を独自に達成していく、統合の下地は充分に整えられていた。

新たな主力軍、やがて「新型軍」の名で呼ばれること

となる軍隊の構想は、一六四四年一一月二三日に両王国委員会が提出した「民兵総軍 (whole Militia)」案で最初に具体化した。⁽²⁰⁾ 辞退条例の起草と将校名簿の作成作業が、両院に政治的な紛糾を巻き起こし、容易に進展しな

かつたのに比べ、軍政改革の方は庶民院が断固たる意志をもつて強力に推進していった。約一ヶ月間で策定された基本計画で、編制は歩兵一二個連隊一四、〇〇〇、騎兵十個連隊六、〇〇〇、龍騎兵一個連隊一、〇〇〇に定められ、またこの兵力の維持に所要の経費が見積もられた。財源は月割査定税収入のみで、消費税収入はもはや含まれなかつた。課税額総計は五六、三一〇ポンドで、内訳は東部連合諸州に二〇、〇〇〇ポンド（約五三パーセント）、ロンドン及び中部連合諸州に一二、一七〇ポンド（約二二パーセント）、南部連合諸州に一四、一四〇ポンド（約一五パーセント）であった。⁽²¹⁾ なお、この課税リストに記載されていない地方は、その固有の部隊及び守備隊の維持費を負担するものとされた。支出に関しては、将兵の給与が計四四、九五二ポンド（約八〇パーセント）であり、残る一一、三五八ポンド（約二〇パーセント）が調達費その他の目的に臨機に運用されるはずであった。

この基本計画は、幾つかの小さな修正を加えられただけで一六四五五年一月二七日に庶民院を通過したが、将校の補任や、「厳肅な同盟と契約」への将兵の宣誓義務等をめぐる貴族院との対立の收拾にさらに約一ヶ月を要し、

最終的に制定されるに至ったのは一月一七日であった。⁽²³⁾

この「サー・トマス・フェアファクスの指揮下で王国の防衛に当たる諸部隊の動員と維持のための条例」、い

わゆる「新型軍条例 (New Model Ordinance)」と基本

計画との差違は、まず編制が歩兵二個連隊一四、四〇

〇、騎兵二個連隊六、六〇〇、龍騎兵一個連隊一、〇

〇〇の計二二、〇〇〇に拡大されたこと、そして逆に予

算が月五三、五三六ポンドとわずかに削減されたことで

あつた。収入の内訳は、東部連合諸州への課税が二九、

六七八ポンド (約五五パーセント)、ロンドンと中部連

合諸州が一〇、八五九ポンド (約一〇パーセント)、南部連合諸州が一二、九九七ポンド (約一四パーセント)

となつた。⁽²⁴⁾

第五期は、新型軍に始まつて新型軍に終わる。若く果

断な司令官に統率され、職業的専門家としてよくまと

まつた—まとまり過ぎていたことが後に分かるのだが—

将校団、充分な兵力、安定した財源を持ち、そしてきわ

めて効率的な兵站システムの支援を受ける新型軍は、瞬

く間に国王軍を破碎し、戦争を終結せしめた。ここに至

るまでの時間は短くなかったが、議会派の圧倒的な戦争

資源が動員され、統合された以上は、言い換えれば戦争

の形態が政治的闘争から軍事的 (すなわち経済的) 闘争へと転換を遂げた以上は、資源の乏しい王党派にもはや勝機はなかつたのである。

三 ロバート・スキヤウエンと陸軍委員会

以上のような議会の軍政改革の流れの中で、兵站を管理する軍政部局自体がいかなる発達を遂げてきたのか、次にそのことを論じる。

伝統的な部局である兵備局は、局長サー・ジョン・ヘイドンが国王の旗の下に参じてロンドンを去つた後、責任者を欠いたまま機能停止状態で放置されていた。第二期の改革の一端としてピムは兵備局の復活を企て、一六年一月に生涯の最後の仕事として自らが新局長に就任したが、病のため実際に職務を行うことはなかつた。彼の死後、局長の地位はサー・ウォルタ・アールに引き継がれるが、この人事に貴族院が最終的に同意を与えたのは翌年二月である。⁽¹⁾ 内乱において兵備局が遂行を要求された補給役務の規模は、かつて経験されたことのない膨大な規模に達したが、政治的有力者であり、精力的なアールはよくこの義務を果たした。ただし、兵備局は依然として補給の実施機関であり、命令に基づいて需品の

契約、調達、保管、輸送等を統制するのが任務であつて、作戦の基礎となる兵站計画そのものを策定する権限は与えられていなかつた。

戦略、軍制、作戦、そして兵站の策定は、国王の下においては戦争評議会 (Council of War) の責任であつたが、議会の下では両王国委員会がこれを所管した。ところが戦争の規模が拡大するに従い、膨れ上がる一方の業務を両王国委員会単独では扱いきれなくなつた。ロバート・ウイズイールでのエセックス伯軍の降伏が、コップの水を溢れさせる一滴となつた。この時、壊滅した軍の再建にただちに必要とされたのは馬匹一、一〇〇頭、歩兵用武器三、〇〇〇組と被服二、〇〇〇組、騎兵用馬具五〇〇組、及び弾薬で、これらの補給のために無数の命令や令状が発されねばならなかつた。エセックス伯軍のみならず、同時に東部連合軍と西部連合軍をも指揮し、国王軍への反攻を企図していた両王国委員会にとって、かような情況はもはや能力を越えるものであつた。そこで、エセックス伯軍の兵站を両王国委員会より分離し、独立した部局に新たに所管せしめることが考えられた。その部局として選ばれたのが庶民院内委員会の一つ、陸軍委員会であり、その長がロバート・スキヤウェン (Robert Scawen) であった。

スキヤウェン家はコンウォール、セント・ジャーマンズの中程度のジェントリであつた。ロバートは一六〇一年五月一六日、父の名を継いだ次男としてモールニクで生まれた。母イサベラはアンソニ・ニコルの一族の出身であり、ジョン・ピムの遠縁であった。一歳上の兄で嫡子のウイリアムはオクスフォードで学んでいるが、ロバートには大学や法学院での学歴はない。彼は家を出た後、生業として職業行政家の道を選んだ。ハンプシャー、ウィルトシャ、グロスターシャで国王の収税官を務め、またベドフォード伯とノーサンバランド伯に秘書として仕えた。とりわけ両次主教戦争においては、戦争評議会議官であつたノーサンバランド伯の下で軍政実務に深く関与し、経験を積んだことは疑いない。

長期議会の選挙には、スキヤウェンはノーサンバランド伯のクライアントとしてベリックより立候補し、選出された。兄ウイリアムは既に故郷セント・ジャーマンズより短期議会に選出されていたが、長期議会の選挙には敗れた。内乱が勃発すると、スキヤウェン本家は王党派に加わり、ウイリアムは国王の州委員に任命されたが、ロバートはノーサンバランド伯に従つてウェストミンス

タに留まつた。彼は典型的な「委員会人」であつた。派閥としては「長老派」に分類されるが、それは多分にノーサンバランド伯のクライアントという立場によるのであり、彼自身の政治的・宗教的な傾向は必ずしも明らかでない。庶民院ではまつたくの新人であつた彼は、ノーサンバランド伯及びピムとの関係、そして卓越した行政の手腕によって、頭角を現してゆくことになる。

スキヤウエンが議会の軍政実務の場に最初に登場するのは、第二期、エセックス伯軍の改革に際してであつた。一六四三年一一月、改革の基本計画の策定は、まずサー・アーサー・ヘイゼルリゲを責任者として防衛委員会に命じられたのであるが、既に無力化していた同委員会にはかような使命の遂行は不可能であつた。わずか九日後に、庶民院は防衛委員会に代えて、全院委員会を改めてこの任に當てた。新しい責任者には、ピムの親友で法律家のウイリアム・ウイティカ⁽⁵⁾が任じられた。改革全体の方針を決める基本計画は、その政治的な影響の大きさゆえ、単なる行政機関でしかない庶民院内委員会に任せしめるわけにはゆかず、応急にあえて小回りの効かない全院委員会が用いられたのである。

ウイティカと全院委員会は一ヶ月弱で作業を終え、結

果を一二月一三日の中間報告として提出した。この報告に基づいて改革を実施する準備として、庶民院は「各軍の状態を掌握する要領、各軍の查閱の要領、及び金の支払いの要領の改革、またそれらの会計の要領の整備について検討する委員会」（委員二三名）を設置し、その議長にスキヤウエンを抜擢したのであつた。⁽⁶⁾ 彼は議会の期待に背かなかつた。二ヶ月後に委員会が提出した報告は、単なるエセックス伯軍の現状報告に留まらず、軍の查閱と財務に関する具体的な勧告を含んだものであつた。庶民院はこれを受けて、ただちに条例案中の予算の修正を決議した。⁽⁷⁾ さらにこの決議の同日、庶民院は彼とロンドン市裁判官ジョン・グリンに対し、主として兵站に関して議会と大將軍との緊密な連絡を確保する目的で軍に派遣される委員四名の候補者を、ロンドン市民兵委員会との協議の上で選出するように命じた。

爾後、スキヤウエンの権限は急速に拡大してゆく。三月上旬には、「審議中の条例案、及び議会の命令と票決に沿つた」軍の整備の実施要領について検討する、彼を議長とする別の庶民院内委員会（委員四名）が任命された。⁽⁸⁾ スキヤウエンを長とする委員会はこのように決して单一の機関ではなく、彼に新たな職務と権限が与えられ

る)」に設けられていった複数の委員会の集合であった。これらの委員会の各々の歴史を機構の面から追跡する」と、委員会の人事に何らかの意味ある共通点を見出す」とはすゞる難しい。多くの場合、これらの委員会はどちらも同じように「スキヤウエン議員を議長とする委員会 (Committee where Mr. Scawen has the Chair)」などし「大將軍の軍隊の整備を準備する委員会 (Committee appointed to prepare the Establishment for my Lord General's Army)」と呼ばれ、スキヤウエンは個人の上でのみ、重なつていたのである。

スキヤウエンは、整備の実施要領に関する報告を二月二十五日に提出した。同日、貴族院の同意を得て陸軍整備条例の制定が最終的に決したのであるが、庶民院は即座に、議会軍の「全軍の給与の整備を検討し準備する委員会」(委員二一名)⁽⁹⁾の議長を彼に命じた。給与の整備とは、改革計画の具体的細目の策定に他ならない。この任務を遂行する上で彼が参考にしたのは「先の北方遠征における国王の軍隊」、すなわち兩次主教戦争に動員されたイングランド軍であった。惨敗の見本のような末路にもかかわらず、これがイングランドが過去半世紀に保有した唯一の正規の野戦軍であり、またその敗北の主因が

組織ではなく、戦略と兵站による存在していたことを考えれば、選択の余地はなかつた。それに何より、スキヤウエンはこの軍隊について議会の他の誰よりも熟知していた。

三月下旬から五月下旬まで、スキヤウエンは以下のような作業に取り組んだ。(一) 軍の司令部付将校及び軍属の配員とその給与待遇の策定、(二) 砲兵隊の編制及びその将校、軍属、工兵の給与待遇の策定⁽¹⁰⁾、(三) 軍派遣委員の給与待遇に関する報告⁽¹¹⁾、(四) 休職将校で編成される中隊に関する検討⁽¹²⁾、(五) 新たに三個騎兵中隊を動員する件の財政上の検討⁽¹³⁾、(六) ウォーラと共にエセックス伯の司令部に出張し、将兵の給与支払いのため戦争財務官への令状の発行を督促⁽¹⁴⁾、(七) 兵備局と武具局 (Armoury) における非違の防止策の起案⁽¹⁵⁾、(八) 砲兵隊の補給役務に関する非違の防止策の起案⁽¹⁶⁾、等である。

(一) 及び (二) の作業で改革の主な対象となつたのは、兵站将校や法務官、憲兵隊等、従来の民兵の組織では馴染みの薄かつた兵科、職域、部隊であった。しかし主教戦争時の制度が無批判で移植されたわけではなく、幾つかの小さな変更が加えられた。ちなみにスキヤウエン

ンが責任を有していたのはあくまでも配員、すなわち人數枠に限られており、政治的にきわめて複雑な問題である将校の補任は、ズーチ・テイトを議長とする別の委員会「陸軍改革委員会 (Committee to reform the Lord General's Army)」⁽¹⁸⁾が「秘匿性を重んじ」⁽¹⁹⁾の実施した。

(四) は、スペイン軍では将校への処罰としてしばしば実施されていた措置だが、議会軍の場合には単に将校の余剰人員の整理のためであった。

(七) 及び (八) に代表される兵站部の非違の調査、執務規則の改正は、スキヤウエン委員会の重要な職務の一つであった。とりわけアール局長の下で活動を再開したばかりの兵備局は、混乱からなお完全には脱していかなかった。八月に入つても、アールからの請願に応えて任命された別の委員会が兵備局の執務を再度調査し、彼らの報告に基づいて、会計委員会が宣誓の上で局のあらゆる資金と武器弾薬の出入の検査を実施するよう命じられている。そして十月には、今度はその会計委員会のために、全議会軍の将校への給与支払いにかかる会計業務の規則と訓令がスキヤウエンの委員会によって準備された。⁽²⁰⁾ またちょうどこの頃には、軍の会計検査官による会計報告書偽造が摘発されているが、スキヤウエンの委員

会はこの事件に関する事実関係の確認を行つてゐる。⁽²²⁾ もつともこれらの記録は、議会軍や兵備局の腐敗を示しているというよりは、むしろその反対、つまり議会が行政における一半ば慣習的・伝統的とえ呼べる一腐敗を、過去のどの国王の政府もなし得なかつたような厳格さによつて除去せんと努力を続けたことを表してゐると考えられる。

第三期においても、先述したように兵站は当初は両王国委員会の専管であつた。陸軍整備条例の制定とともに、両王国委員会はエセックス伯軍の動員を開始した。⁽²³⁾ 彼らはロンドン市民兵旅団や都市の守備隊の補給令状をも發行していたが、六月中旬には議会の命令により、無力な西部連合委員会に代わつて、西部連合軍の補給も両王国委員会の責任となつた。このことは明らかに、西部連合軍の改革を視野に入れた措置であり、事実、庶民院は西部連合軍を歩兵七、〇〇〇、騎兵三、〇〇〇を基幹として改編すべきことを六月下旬に決議した。そしてこの兵力を動員し、「定期的に給与を支払う」要領を検討する委員会（委員二七名）⁽²⁴⁾ が、スキヤウエンを議長として新たに任命されたのであつた。

第三期における委員会の最初の仕事は、西部連合軍將

兵の当座の給与を捻出する方策を考え出すことであった。しかしながら、スキヤウエンがこの資金の調達に努力している間に、西部連合軍の軍制の整備は忘れ去られてしまう。というのも、先に改革を完了したばかりのエセックス伯軍の財務がうまく働いておらず、まずそちらの情況を改善するために不斷の努力が必要とされていたからである。西部連合軍のための委員会と、在来の陸軍整備委員会とは間もなく合同で活動するようになり、七月下旬にはスキヤウエンの下で正式に統合されるに至った。⁽²⁶⁾

七月から八月にかけて、スキヤウエンは兵站システム全体の基礎、すなわち査定税と消費税の徴税業務の合理化に取り組んだ。とりわけ西部連合軍の財政の深刻な情況に関する彼の報告を受けて、庶民院では、例えばエセックス伯軍の査定税収入一ヶ月分を西部連合軍の予算に転用する決議、冒険商人組合から一〇、〇〇〇ポンドを借りれる交渉の命令の発出等を行つたが、無論、どれも抜本的な解決策とはなり得なかつた。⁽²⁷⁾

第三期、ここまでスキヤウエンと彼の委員会の活動は、あくまで第二期の改革計画策定機関としての活動の延長線上にあるものであつた。転機は、戦場から訪れた。この章の冒頭で述べたように、九月初頭のロストウイ

ズイールの大敗の後、両王国委員会の兵站管理業務の一部が、スキヤウエンの委員会に移管されたのである。⁽²⁸⁾加えて委員会は、東部連合軍の先遣隊として南下してきたクロムウェル騎兵連隊に対しピストルとホルスター二〇〇組（六〇〇挺）、防具一〇〇組を補給し、また消費税その他の財源を担保に給与を同連隊に支払う要領の検討を命じられた。ちなみにこの支出は、最終的には東部連合の負担とされた。⁽²⁹⁾

しかしながら、このように兵站管理に臨機にかかる一方で、スキヤウエンは依然として軍の財務に関する責任と権限をもち続けていた。国王軍との会戦に備えてロンドン市民兵旅団が動員された際には、その資金を準備する委員会が設置されたが、彼は最初の議長ジョン・メイナードに代わつてすぐに事實上の議長を務めるようになつた。⁽³⁰⁾また第二次ニューベリの会戦の直後、今やイングランド南部に集結するに至つた議会の各軍に対する三、〇〇〇ポンド相当の需品の補給が庶民院で決議された際には、スキヤウエン委員会は各軍の補給の所要量と、その経費の負担に関して検討を行つた。なお『庶民院日誌』において「陸軍委員会」の呼称が用いられるのは、この命令に関する記事が最初である。

第四期の新型軍の軍制には、もはや新たなシステムの構築は必要ではなく、第二期においてスキヤウエンが引いたエセックス伯軍の設計図をそのまま拡張すればよかつた。また基本計画についても、第二期のように全院委員会が応急に担任する必要はなく、強い政治性と高い実務能力とを兼備している両王国委員会の所管とされたのは当然であった。一月の「民兵総軍」案に続き、両王国委員会は翌⁽³³⁾一六四五年一月までに編制と財務の枠組みを完成させた。この計画を評価し、実際の条例案を起草したのは、マイナードを議長とし、ウイティカとスキヤウエン（一五日よりメンバに加わる）を含む庶民院内委員会（委員四名）であった。⁽³⁴⁾ただし、とりわけ地方的な利害の焦点となる案件、つまり課税対象地域及び課税額の最終的な決定と、徴税を実施する各州委員会の人事は、「委員会人」ジョン・リスルを責任者とする全院委員会に委ねられた。

この頃、陸軍委員会議長としてのスキヤウエンは、以下のような作業を通じて新型軍の軍制に関与していた。すなわち、（一）軍及び砲兵隊の訓令に関する検討⁽³⁶⁾、（二）東部連合軍、エセックス伯軍、西部連合軍に対する査閲規則の策定⁽³⁷⁾、（三）再編成の準備として実施される

る会計の検討と、戦争財務官による遅配給与証書発行に関する検討⁽³⁸⁾、（四）新型軍の補充要員たる歩兵三、五〇〇の動員費の概算、である。

（二）の結果に基づいて配員と砲兵隊の編制が定められたが、陸軍委員会は後者のみを担任し、前者については両王国委員会⁽⁴¹⁾が実施した。（四）の三、五〇〇という数字にはこの時点では確たる根拠はなく、正式な査閲を前に求められた推算に過ぎなかつた。

これらの作業の内容から明らかなように、調査、検討、要領策定を通じた改革の支援という陸軍委員会の主たる機能は、第二期のそれから大きく変わつてはいなかつた。陸軍委員会は報告はするが、命令はしなかつた。委員会の本務はあくまでも庶民院及び両王国委員会に対する助言であつて、他の行政部局とは直接的に結びついてはいなかつたのである。

しかしながら、第四期の終わりに新型軍の編成が実現されると共に、陸軍委員会の性格は急速に変貌を遂げてゆく。その前提となつたのが、二月一七日と一八日に実施された委員会の大幡な改組であつた。この改組は新型軍の作戦の準備と、査定税制の拡大とによつて生じるであろう「あらゆる案件」に彈力的に対処し、調整する権

限を委員会に与えることを目的とした措置であり、新しい委員四〇名の名簿にはヘイゼルリグとステイプルトンの二人の政治的有力者、ジエラードとアールを筆頭とする行政家、各州委員会の委員、そしてクロムウェルを筆頭とする上級将校が含まれていた。⁽⁴²⁾

第五期、新型軍の最初の戦役において、陸軍委員会は議会の軍政部局の枢要としての位置を確固たるものとした。在来の三個の軍に対する総査閲の作業は、三月までに全て完了していた。この査閲の結果、新型軍の定員を充足するためには、騎兵の補充は特に必要ではないが、歩兵については先の推算の実に二倍、七、一七四名を補充せねばならぬことが判明した。⁽⁴³⁾ この補充のため、恐らく行軍損耗を見越した余裕を持たせた一八、四六〇名の徴兵が、両王国委員会の定めた割当てに従い、ロンドン及び東部連合、南部連合の諸州において実施された。⁽⁴⁴⁾ 陸軍委員会は、この徴兵を含む新型軍の動員業務を中央で統制した。各州委員会に対しては強制徴募の速やかな実施を督促し、⁽⁴⁵⁾ フェアファクスと協議の上で軍の集合点を着する新兵の査閲に査閲将校を派遣した。⁽⁴⁶⁾ 条例の制定をめぐる貴族院との対立によつて、動員の発動は庶民院の

期待よりもかなり遅れたものの、陸軍委員会の強力な統制の下で各作業はおおむね円滑に進展し、新型軍は四月末までにからうじて戦闘態勢を整えることができた。

動員の財務面での責任もまた、陸軍委員会が負つていた。二月中旬に、庶民院は新型軍の作戦準備費に八〇、〇〇〇ポンドの支出を命令したが、⁽⁴⁷⁾ この資金はスキヤウエンの命令と報告に基づいて運用された。例えば三月十日には、騎兵及び歩兵の武器、歩兵の被服の調達に三一、九八九ポンド、砲兵隊の補給に四、四〇六ポンドの支出が、そして斥候二〇名の雇用経費として斥候参謀に対する日七ポンドの特別支給が認められている。⁽⁴⁸⁾

第三期及び第四期における陸軍委員会の兵站業務が、あくまでも正規の所管部局である両王国委員会の能力を補完するために応急的、臨機的に委託された性格のものであったのに対し、第五期におけるそれは、議会の命令に基づく公式な権限の拡大によつて保証されていた。その最初が、三月一四日にスキヤウエンやアールら六名から成る小委員会に与えられたところの、武器弾薬その他ウインザに定め、個々の部隊への移動命令を起案し、到着する新兵の査閲に査閲将校を派遣した。条例の制定をたが、しかし近代官僚制的な意味で兵備局の領分を冒す

ものではなく、調達業務のうちで高いレヴエルの策定と統制の機能を陸軍委員会に移管したのだと解釈できる。このことは一九日付の庶民院の命令、（一）戦争財務官は陸軍委員会が新型軍の馬匹、武器弾薬、被服に関する隨時結ぶところの契約によつて生じる支出を保証すべきこと、（二）うち馬匹のための支出は、陸軍委員会の命令により、フェアファクスの報告書に基づいて実施されるべきこと、（三）武器弾薬のための支出は、陸軍委員会の命令により、兵備局局員の報告書に基づいて実施されるべきこと、（四）被服のための支出は、陸軍委員会の命令により、軍の兵站将校の報告書に基づいて実施されれるべきこと、によつて裏付けられる。⁽⁵⁰⁾ すなわち陸軍委員会の権限の拡大は、委員会の組織的な強化というよりも、むしろ在来の各兵站部局の統制を委員会に集中し、結果として統合された兵站システムを構築することを目的とする措置であつた。しかしながら、この過程は決して単純なピラミッド型の中央集権化ではなかつた。兵站に様々な形で利害を有する人々、とりわけ兵站局長や戦争財務官等、在来部局の責任者たち自身をもメンバに含む、合意とコミュニケーションの場としての委員会の性質は、このシステムを有機的な「横割り」のネットワー

クとして機能せしめたのである。事実、陸軍委員会は議会や両王国委員会からトップダウンされる任務を遂行するのみならず、各部局や前線の部隊からボトムアップされる要望や不満にもきわめて迅速かつ積極的に対処した。例えば、騎兵連隊長チャールズ・フリートウッド大佐は五月二十四日付で次のような書簡をスキヤウエンに送つた。

インゴルスピ少佐の騎兵中隊を解隊し、その将兵をわが連隊に編入せよとの將軍の命令に従い、大尉が部下及び一四頭の馬を率いて到着しました。馬はひどく痩せて弱つており、とうてい厳しい任務を果たす期待には応えられそうもありません。他にも馬はいるのですが、将校たちが、それらの馬は兵士たち自身の財産であると証言しているので、我々としてはそれらを引渡すよう要求できません。この冬を通じて、将校も兵士も共に過酷な苦難を分かち合つてきたのだということを申し上げます。貴下が彼らに対し、他の者が彼らと同じ情況に置かれた場合に払われてしかるべき注意⁽⁵¹⁾ を払つてくださることを、我々は信ずるものであります。

オリヴィア・インゴルズビ少佐の騎兵中隊は東部連合軍でフリートウッド連隊に所属していたが（当時の階級は大尉⁽⁵²⁾）、連隊が新型軍に編入されるに際して整理解隊された部隊である。この書簡を受けたスキヤウエンはただちに、現役であるか否かにかかわらず、中隊の全将校に二週間分の給与を支給するように命じた。⁽⁵³⁾問題を解決するのに陸軍委員会の金庫だけでは足りないような場合は、スキヤウエンは議会を動かした。例えばフェアファクスから委員会への六月一日付の書簡は、やはりフリー

トウッド連隊の窮状を訴えていたが、スキヤウエンはこれを庶民院に提出し、同連隊に騎兵一〇〇名のための馬とピストル、馬具を支給する命令を引き出したのであつた。⁽⁵⁴⁾

さらに陸軍委員会は、全国的な輸送の手段と計画をもその統制下に組み込むに至った。まず五月には、武器弾薬及び被服を前線へ輸送する令状を発行する権限を与えられ、⁽⁵⁵⁾六月には各地方で徴税される査定税の輸送隊の組織を命じられた。⁽⁵⁶⁾

権限と所管の拡大に伴い、陸軍委員会が次第に権威と独立性をも獲得していくことは、執務規則の変遷からうかがえる。三月下旬における庶民院の命令では、陸軍

委員会は原則として毎日午後に定期的に会議を開くべきことを義務づけられていた。⁽⁵⁷⁾ところが六月上旬からは、会議の日時や場所の決定、また休会の決定を含む組織運営の責任はことごとく委員会自体に移管されたのである。このような自由裁量が、有能な議長スキヤウエンの下で、委員会の組織的な柔軟性と実効性をいつそう増大せしめたであろうことは想像に難くない。

四 結論

イングランド内乱を戦うために議会が作り出した軍隊は、軍事的な意味においては間違いなく革命的であつた。この軍隊は職業的であり、一元的な指揮系統、自己改革志向を持ち、しかも政府から大きな行動の自由を与えた。それでいてことから、自らの専門家集団としての判断に従い、目標——戦場での勝利——を最大限合理的に追求できた。そして、この軍隊の作戦を終始支えていた議会の兵站もまた革命的なシステムであつた。決して充分とは言えない過去の行政の遺産の上に、高度のコミュニケーションと中央集権化を同時に、間接的に達成した陸軍委員会の兵站管理は、スペインとフランスを含む、同時代の歐州の他のいかなる制度にも優っていた。

無論、新型軍と陸軍委員会の革命性は、内乱の革命的・情況の產物であつた。戦争遂行のための物理的な必要と、国民の中の「敵」を「味方」から区別する——ピムが内乱突入直前の議会で巧みに用いたような——心理的な排除の論理とが、社会的な束縛をゆるめたことで、行政のめざましい改造が可能となつた。官職を私有財産と見なす慣習の下で運用されていた在來の諸部局は、多くの委員会に取つて替わられた。まさしく、委員会こそが鍵であった。能力的にあれ、政治的にあれ、常に情況にもつともふさわしい人物をメンバに登用できる人的資源の活用における自由度と、利害関係の異なるメンバ間の充分なコミュニケーションに基づいた意志決定における自由度とが、委員会をして行政の一機関に留まらない、政治的そして社会的なネットワークの結節でもあるよう存続在とならしめたのである。

議会は、同時に二つの方向から委員会制度を維持していた。一つは、軍事力に保障されたその権力の行使によってである。もう一つは、成り立ちと機能において、議会そのものが実に巨大な一個の委員会、他のあらゆる委員会の母体であつたという構造的な性質によつてである。しかしながら、このような行政や軍事における革命

は永続しなかつた。ネイズビの、そしてプレストンの会戦は、議会派全体が共有し得る、少なくとも各成員がそれを他者と共有することを耐えられるような目標を消滅せしめた。勝利か敗北かという明快な選択肢がなくなつたことで、革命的・情況は自ずと終わつた。双方向的コミュニケーションは失われ、回避されていた内部対立が燃え上がり、閉塞が始まつた。

そしてプライドのページによつて、他の多くの委員会の責任者たちと同様、スキヤウエンは追放された。⁽¹⁾ ランプ議会においても陸軍委員会はなお執務を続けるが、その開かれた特質はページによつて決定的に破壊されてしまった。しかし、革命的・情況の最大の受益者たる軍隊は、もはやそのような情況を發展せしめることが彼らにとつて不可能であつたにせよ、自らの解体を意味する伝統的な安定と秩序の回復を遠ざけるために、政治的、そして軍事的な闘争をなお継続せねばならなかつた。ゆえに、軍隊と兵站のシステムが革命的・情況の下で獲得した能力は——依然として熱意に満ちた生き残りの行政家たちの努力により——共和国と護国卿の時代においても保存されたのである。⁽²⁾

ウイーラの主張するように、この一六四〇年代の経験

が王政復古の後も、近代化以前の軍事組織が残るが如かば、新たな検証が必要な課題である。

註 題題の歴史

- (一) R. W. Stewart, 'The "Irish Road": Military Supply and Arms for Elizabeth's Army during the O'Neill Rebellion in Ireland, 1598-1601', in M. C. Fissel (ed.), *War and Government in Britain, 1598-1650*, Manchester, New York, 1991. 註¹。
- I. A. A. Thompson, *War and Government in Habsburg Spain, 1560-1620*, London, 1976. 註²。G. Parker, *The Army of Flanders and the Spanish Road, 1567-1659: the Logistics of Spanish Victory and Defeat in the Low Countries' Wars*, Cambridge, 1972. 註³。J. Lynn, *Giant of the Grand Siècle: the French Army, 1610-1715*, Cambridge, 1997. 註⁴。
- (二) R. W. Stewart 'Arms and Expeditions: the Ordnance Office and the Assaults on Cadiz (1625) and the Isle of Rhe (1627)', in Fissel (ed.), *War and Government*, 1642-49', in F. J. Fisher (ed.), *Essays in the Economic and Social History of Tudor and Stuart England, in Honour of R. H. Tawney*, Cambridge, 1961, p. 182.
- (三) J. Black, *A Military Revolution? : Military Change and European Society, 1500-1800*, London, 1991, p. 15.
- (四) J. S. Wheeler, 'Logistics and Supply in Cromwell's Conquest of Ireland', in Fissel (ed.), *War and Government*, pp. 52-53.
- (一) K. Sharpe, 'Crown, Parliament and Locality: Government and Communication in Early Stewart England', *EHR*, cccxcix, 1986, pp. 321-350.
- (二) 1 K110母の軍事失敗が國政密々の原因とされる。V. Stater, 'War and the Structure of Politics: Lieutenantancy and the Campaign of 1628', in Fissel (ed.), *War and Government*. 註⁵。M. C. Fissel, *The Bishops' War: Charles I's Campaign against Scotland, 1638-1640*, Cambridge, 1994.
- (三) G. E. Aylmer, 'Attempts at Administrative Reform, 1625-40', *EHR*, lxxii, 1957, pp. 240-246.
- (四) R. W. Stewart, *The English Ordnance Office, 1585-1625: a Case Study in Bureaucracy*, Woodbridge, Rochester, 1996, pp. 33-62; do., 'Arms and Expeditions'.
- (五) AO, i, pp. 20-22.
- (六) D. H. Pennington, 'The Accounts of the Kingdom, 1642-49', in F. J. Fisher (ed.), *Essays in the Economic and Social History of Tudor and Stuart England, in Honour of R. H. Tawney*, Cambridge, 1961, p. 182.
- (七) L. Glow, 'The Manipulation of Committees in the Long Parliament, 1641-1642', *JBS*, v, 1965, pp. 31-52.
- (八) L. Glow, 'The Committee-Men in the Long Parliament, August 1642-December 1643', *HJ*, viii, 1965, pp. 1-15.

11 軍政改革の展開

- (1) ハヤハクス伯軍の軍事 G. Davies, 'The Parliamentary Army under the Earl of Essex, 1642-45', *EHR*, xlix, 1934, pp. 32-54.
- (2) *AO*, i, pp. 85-100.
- (3) ロハム・ルーチン・スターダイヤルの徵税総額の約四五ペーセント、即ち 1100% が、英國の軍事費に充てられた。J. S. Wheeler, 'English Army Finance and Logistics, 1642-1660', Univ. of California, Ph. D. thesis, 1980, pp. 67-68.)
- (4) Wheeler, *ibid.*, pp. 73-77.
- (5) *AO*, i, pp. 202-214.
- (6) *AO*, i, pp. 241-242.
- (7) 防禦組織の L. Glow, 'The Committee of Safety', *EHR*, lxx, 1965, pp. 289-313.
- (8) *CJ*, iii, pp. 310, 318.
- (9) *AO*, i, pp. 398-405.
- (10) 例例の文面では七個だが、最終的には八個連隊となり。

- (11) *CJ*, iii, p. 340. ただし、この数字は、地域別の徵税額の総額に亘り、且つ大半がハムルー一致しな。
- (12) 例例のロハム・ルーチン・スターダイヤルの負担は六、九一一% が、約 15% のペーセント減られた。
- (13) ただし、最終的に査定税の課税対象から除かれた地域のうち、東部連合軍を構成する諸州（全院委員会中間報告）での徵税額の設定は月あたり約 100-180% が同時期に有効な兵站システムを整備し、セックス伯軍より強力な野戦軍の編成と維持に成功した事実を看過すべきでない。C. Holmes, *The Eastern Association in the English Civil War*, London, New York, 1974. を参照。
- (14) *AO*, i, pp. 398-405.
- (15) *CJ*, iii, p. 554; *CSPD*, 1644, p. 319.
- (16) 敵密な砲兵は正規の編制には含められず、情況に応じて艦機に適当な規模の砲が一陸揚げした艦砲を含む配備されたのが頗るやうだ。
- (17) Wheeler, *ibid.*, p. 146.
- (18) *CSPD*, 1644, p. 208.
- (19) *CJ*, iii, pp. 565-566, 576.
- (20) *CJ*, iii, p. 703.
- (21) *CSPD*, 1644-45, pp. 232-233.
- (22) *CJ*, iv, p. 31.
- (23) *CJ*, iv, p. 50.
- (24) *AO*, i, p. 615.
- (1) *CJ*, iii, pp. 303, 337, 404.
- (2) *CJ*, iii, pp. 641, 644; *CSPD*, 1644-45, p. 514.
- (3) ベチャムへの生涯と経歴記述 M. F. Keeler, *The Long Parliament 1640-1641: a Biographical Study of its Members*, Philadelphia, 1954; D. Brunton, D. H. Pennington, *Members of the Long Parliament*, London, 1954, New York, 1968; D. Underdown, *Pride's Purge: Politics in*

the English Revolution, Oxford, 1971. 論。

- (4) *CJ*, iii, p. 310.
- (5) *CJ*, iii, pp. 340, 345, 364.
- (6) *CJ*, iii, p. 375.
- (7) *CJ*, iii, p. 403.
- (8) *CJ*, iii, p. 419.
- (9) *CJ*, iii, p. 437.
- (10) *CJ*, iii, pp. 475-476, 481-482, 488, 497.
- (11) *CJ*, iii, p. 502.
- (12) *CJ*, iii, p. 503.
- (13) *CJ*, iii, pp. 426, 502, 505, 509.
- (14) *CJ*, iii, p. 491.
- (15) *CJ*, iii, p. 475.
- (16) *CJ*, iii, p. 439.
- (17) *CJ*, iii, p. 502.
- (18) *CJ*, iii, pp. 408, 421-422, 424, 426, 431. 且^シシテ
參照亦は後^シ、防謹^シや^シ等^シを^シ出^シハ^シ | 煙^シの^シ御^シ總^シ御^シ煙^シ
總^シ御^シく^シと^シ發^シ展^シを^シ察^シハ^シ多^シ (CJ, iii, pp. 447, 587, 650,
656; CJ, iv, pp. 17, 56, 60-61, 183; CSPD, 1644-45, pp.
607-608, 615, 619.)^o
- (19) Parker, *The Army of Flanders*, pp. 115-116, 219.
- (20) *CJ*, iii, pp. 580, 606.
- (21) *CJ*, iii, p. 670.
- (22) CSPD, 1644, p. 362; CSPD, 1644-45, pp. 168-170.
- (23) CSPD, 1644, pp. 70, 73, 76-77.
- (24) CSPD, 1644, pp. 243-244.
- (25) *CJ*, iii, p. 544.
- (26) *CJ*, iii, pp. 554, 566.
- (27) *CJ*, iii, p. 567.
- (28) *CJ*, iii, pp. 641, 648.
- (29) *CJ*, iii, p. 652.
- (30) AO, i, pp. 520-521.
- (31) *CJ*, iii, p. 659.
- (32) *CJ*, iii, pp. 681, 683.
- (33) CSPD, 1644-45, pp. 205, 232-233; CJ, iv, p. 16.
- (34) *CJ*, iv, p. 24.
- (35) *CJ*, iv, pp. 24, 27, 31.
- (36) *CJ*, iv, p. 31.
- (37) *CJ*, iii, p. 717.
- (38) *CJ*, iv, p. 13.
- (39) *CJ*, iv, p. 23.
- (40) *CJ*, iv, p. 70.
- (41) *CJ*, iv, p. 92.
- (42) *CJ*, iv, pp. 51-52.
- (43) HMC, *Reports*, Duke of Portland MSS, i, p. 215.
- (44) CSPD, 1644-45, p. 359.
- (45) CSPD, 1644-45, p. 451.
- (46) *CJ*, iv, p. 88; CSPD, 1644-45, pp. 353, 359, 416, 446.
- (47) *御^シ總^シ御^シ煙^シ入^シト^シ田^シ分^シを^シ御^シ總^シ御^シ煙^シ入^シト^シ口^シハ
お^シだ^シ、^シお^シや^シト^シ十^シせ^シい^シよ^シす^シ、^シ御^シ總^シ御^シ煙^シ入^シト^シ口^シハ
シ^シハ^シ出^シム^シ想^シて^シ入^シた^シ (CJ, iv, pp. 52, 74, 75; AO, i, pp.
656-660.)^o*

- (48) *CJ*, iv, p. 73.
- (49) *CJ*, iv, pp. 76-77.
- (50) *CJ*, iv, pp. 84-85.
- (51) *CSPD, Addenda*, 1625-49, p. 679.
- (52) G. Davies, 'The Army of the Eastern Association', *EHR*, xlvi, 1931, pp. 90-91.
- (53) 将校は部下の給養のためにかなりの資金を自分の懐から出すのが普通であったが、これは同時に兵士たちの救済措置である。†
- (54) *CJ*, iv, p. 163.
- (55) *CJ*, iv, p. 99.
- (56) *CJ*, iv, p. 155.
- (57) *CJ*, iv, p. 149.
- (58) *CJ*, iv, p. 161.

四 結語

- (1) 彼は王政復古後に議会に復帰し、マンクの下で全軍の軍の解役と復員を実施した。彼が死去したのは一六七〇年であった。
- (2) ペーブ直後の行政の混乱について *Underdown, Pride's Purge*, pp. 157-162. を、トマス議会の行政による B. Worden, *The Rump Parliament, 1648-1653*, Cambridge, 1974, pp. 56-60. 参照。